

様式第 16（第34条関係）（平13経産令20・全改、平16経産令25・一部改正）

表 面	
8 センチメートル	
第 号	
電気用品安全法第46条第 2 項の規定による立入検査等 を行う職員の身分証明書	
← 3 センチメートル →	
6 センチ メートル	4 センチ メートル
	写
	真
	押 出 ス タ ン プ
職名	
氏名	
年 月 日生	
年 月 日発行	
経済産業大臣 印	

裏 面

電気用品安全法（昭和36年法律第 234 号）抜すい

第46条

2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

第58条 次の各号の 1 に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

七 第46条第 1 項又は第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者